

自動車、自転車、徒歩など、誰もが日常生活のあらゆる場面で道路を利用する機会がありますが、口頭からごれぐらい「交通ルール」を意識していますか？  
事故を起こさない、違反をしないポイントをご紹介します！



交通事故を起こさないことは、市民全員の願いです。しかし現実には市内での交通事故件数は横ばいで推移しており、特に市内では県内の他の地域と比べて高齢者が関係する交通事故の割合が高くなっています。  
事故を起こさない、事故に遭わないためにも、いま一度基本に立ち返って「スピードを出しすぎない」「きちんと一時停止する」「横断歩道は歩行者優先」を守りましょう。

横断歩道で止まっていますか？

横断歩道を渡ろうとしている人がいれば、車は必ず止まらなければなりません。運転免許を持っている人なら、必ず習っているはず。子どもたちは「横断歩道で手を挙げれば車は止まってくれる」と教わっています。

しかし現実には横断歩道に人がいても、9割近くもの車が止まらずに走っていきます（令和元年JAF調べ）。横断歩道で止まる車の割合が全国平均では約18%ですが、滋賀県は約11%と、全国32位のマナーの悪さです。

**【横断歩行者妨害】**  
違反点数2点、  
反則金9,000円（普通車）

「止まれ」は徐行ではありません！  
ピタッと一時停止していますか？



皆さんは「止まれ」の標識のある交差点で、きちんと一時停止していますか？スピードを落として安全確認はしているけれど、きちんと「停止」していない、という人も多いのではないのでしょうか？

違反をする人の中には「停止線で止まっても、横から来る車が見えない」と考える人もいるかもしれませんが、停止線できちんと停止したうえで、左右の安全を確認しながら徐行し交差点内に進むことで、事故に遭う可能性を下げることができるのです。

**【指定場所一時不停止】**  
違反点数2点、  
反則金7,000円（普通車）

知っていますか？  
「ゾーン30」



学校周辺や市街地など、一定のエリア内の道路すべてを30キロ制限としている区域を「ゾーン30」と言います。この区域は小さな子どもが歩いていたり、車や自転車の交通量が多かったりする場所です。きちんと30キロを守って、安全運転に努めましょう。

移動式カメラ速度取り締まり装置が市内でも運用されています



最近では小型で持ち運びができる「移動式カメラ」速度取り締まり装置

「置」による取り締まりが強化されています。

この装置の特徴は、持ち運びができるため、どこで取り締まりが実施されるかわからないこと、その場で違反者を呼び止めないため、これまでのいわゆる「ネズミ捕り」のように広い場所が必要ないことです。そのため、市内でも「ゾーン30」の区域を中心に、国道以外でもさまざまな場所での取り締まりが実施されています。日頃から速度違反をしないよう、気を付けて運転しましょう。